

事 務 連 絡

平成25年 3月15日

一般社団法人 日本建設機械施工協会 事務局長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課 工事監視官

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 課長補佐

### 情報化施工技術の使用原則化について

情報化施工技術は、情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用し、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。そのため、公共事業における情報化施工技術の普及を推進してきたところである。

このたび、平成25年度から使用を原則化する技術について、別添のとおり地方整備局等に通知をしたので、貴団体にあたっては、参考にされたい。

なお、貴団体の会員企業等に対しても、この旨周知するようお願いする。

国官技第 291 号  
国総公第 133 号  
平成 25 年 3 月 15 日

各地方整備局企画部長 殿  
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房技術調査課長  
総合政策局公共事業企画調整課長

### 情報化施工技術の使用原則化について

情報化施工技術は、情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用し、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。

そのため、「情報化施工技術の一般化・実用化の推進について」（平成 22 年 8 月 2 日付け国官技第 113 号、国総施第 31 号）に基づき、公共事業における情報化施工技術の普及を推進してきたところである。

このたび、平成 25 年度の一般化に向けて普及措置を講じてきた情報化施工技術のうち、普及状況等を踏まえ、一般化する「トータルステーションによる出来形管理技術（土工）」については使用原則化することで、技術の定着を図ることとし、別紙「情報化施工技術の使用原則化の実施方針」を定めたので、これに基づき実施されたい。

なお、本通達は、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約の手続きを開始する工事において適用するものとする。

## 情報化施工技術の使用原則化の実施方針

### （目的）

第1 この実施方針は、地方整備局等の直轄工事（営繕工事、港湾工事、空港工事を除く）における情報化施工技術の使用原則化に必要な事項を定めるものである。

良質な社会資本整備と適確な維持管理・更新に資することを目的に、建設事業の持続的イノベーションを実現するため、使用原則化により情報化施工の普及を推進し、施工全体としての生産性向上と施工品質の確保・向上の両立を図るものである。

### （使用原則化の方針）

第2 情報化施工技術のうち一般化する技術で定着を図る必要のあるものについては、地方整備局等の直轄工事（営繕工事、港湾工事、空港工事を除く）において使用を原則とする。なお、使用原則の開始から最大5年をもって、技術の定着状況を踏まえ、使用原則化を見直すものとする。

### （使用原則化技術）

第3 使用を原則とする情報化施工技術は、以下の技術とする。

- 一 トータルステーション（以下、「TS」という。）による出来形管理技術（土工）  
「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を行う情報化施工技術を対象とする。

### （使用原則化工事）

第4 使用を原則とする工事は、以下の工事とする。なお、使用を原則としない工事においても、引き続き普及の推進を図り、今後の普及状況等により使用原則化工事の範囲を拡大する。

- 一 TSによる出来形管理技術（土工）の使用を原則とする工事  
10,000m<sup>3</sup>以上の土工を含む「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」が適用できる工事とする。

### （使用原則化の措置）

第5 使用原則化を図るため、以下の措置を実施する。

- 一 工事の発注にあたっては、特記仕様書にて使用原則を明示する。
- 二 情報化施工技術に関する調査を実施する場合は、調査に必要な費用を計上する。
- 三 工事の監督・検査にあたっては、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」または「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」により対応する。
- 四 工事成績評定にあたっては、以下のとおり対応する。  
使用原則化工事においては、創意工夫における「施工」において、使用原則化技術の

活用による加点は行わない。なお、使用原則化技術の活用により施工状況などで効果が確認できるときは、引き続き適正かつ的確な評定を実施する。

### (環境整備)

**第6** 情報化施工技術の使用原則化を実施していく上で、受注者が円滑に情報化施工技術を活用できる環境整備が必要であるため、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

#### 一 施工管理要領、監督・検査要領の周知と実施

情報化施工技術のうち、施工管理において活用する技術については、その技術に応じた施工管理、監督・検査を実施することが情報化施工の円滑な普及の推進となる。このため、発注者は情報化施工技術に関する施工管理要領、監督・検査要領を周知し、情報化施工技術を活用した工事においては、受注者と発注者は各要領等に基づいた施工管理、監督・検査を実施する。

#### 二 情報化施工を実施するための3次元データの作成

情報化施工を実施するためには個々の技術に適合した3次元データが必要である。3次元データの作成については、当面の間、以下のとおりとする。

受注者は、設計図書を照査し、情報化施工の実施に必要な3次元データを作成する。

発注者は、3次元データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる、詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書を受注者に貸与する。

#### 三 機器・システム調達に関する支援制度の周知

受注者が情報化施工技術を活用するために必要な機器・システムなどを調達する場合、様々な税制優遇措置や支援制度を活用することが情報化施工技術の普及推進につながるため、活用できる税制優遇措置や支援制度の周知を積極的に実施する。

### (実施状況の報告)

**第7** 情報化施工の普及を推進していく上で、各年度の進捗状況を把握することが、非常に重要である。よって、各地方整備局等は、本省に実施状況を報告する。